

岐阜県建設工事請負契約に係る入札参加資格停止等措置要領

(平成13年4月1日 工検第12号)

(目的)

第1 この要領は、岐阜県会計規則（昭和32年岐阜県規則第19号）の規定により建設工事入札参加資格者名簿に登録された建設業者（当該建設業者を構成員とする共同企業体を含む。以下「有資格業者」という。）の資格停止について、必要な措置を定め、もって岐阜県が発注する建設工事（以下「県工事」という。）の適正な施工を確保することを目的とする。

(資格停止)

第2 知事は、有資格業者が別表第1又は別表第2に掲げる措置要件のいずれかに該当する場合は、それぞれ同表に定める期間の範囲内で情状に応じて期間を定め、当該有資格業者について資格停止を行うものとする。

2 知事は、前項の規定により資格停止を行う場合において、当該資格停止について責を負うべき有資格業者である下請負人があることが明らかになったときは、当該下請負人について、元請負人の資格停止の期間の範囲内で情状に応じて期間を定め、資格停止を併せ行うものとする。

(資格停止の期間の特例)

第3 有資格業者が、1の事案により別表第1及び別表第2に掲げる措置要件の2以上に該当したときは、当該措置要件ごとに規定する期間の短期及び長期の最も長いものをもってそれぞれ資格停止の期間の短期及び長期とする。

2 有資格業者が次の各号のいずれかに該当することとなった場合における資格停止の期間は、別表第1又は別表第2第5号から第7号までの措置要件に該当することとなった有資格業者にあつてはそれぞれ同表に定める期間の長期にその2分の1を加えたものを長期とし、別表第2第1号から第4号までの措置要件に該当することとなった有資格業者にあつてはそれぞれ同表に定める期間の長期を2倍としたものを長期とする。ただし、当該長期に1日未満の端数があるときは、これを切り捨てるものとする。

(1) 別表第1又は別表第2に掲げる措置要件に係る資格停止の期間の満了後1年を経過するまでの間（資格停止の期間を含む。）に、それぞれ別表第1又は別表第2に掲げる措置要件に該当することとなったとき。

(2) 別表第2第1号から第4号までの措置要件に係る資格停止の期間の満了後3年を経過するまでの間に、それぞれ同表第1号から第4号までの措置要件に該当することとなったとき（前号に掲げる場合を除く。）。

3 知事は、有資格業者について情状酌量すべき特別の事由があるため、別表第1及び別表第2並びに前2項の規定による資格停止の期間の短期未満の期間を定める必要があるときは、資格停止の期間を当該短期の2分の1まで短縮することができる。

4 知事は、有資格業者について、極めて悪質な事由があるため又は極めて重大な結果を生じさせたため、別表第1及び別表第2並びに第1項の規定による長期を超える資格停止の期間を定める必要があるときは、資格停止の期間を当該長期の2倍まで延長することができる。

5 知事は、資格停止の期間中の有資格業者について、情状酌量すべき特別の事由又は極めて悪質な事由があることが明らかになったときは、別表第1及び別表第2並びに前各項に定める期間の範囲内で資格停止の期間を変更することができる。

6 知事は、資格停止の期間中の有資格業者が、当該事案について責を負わないことが明らかとなったと認めるときは、当該有資格業者について資格停止を解除するものとする。

(独占禁止法違反等の不正行為に対する資格停止の期間の特例)

第4 知事は、第2第1項の規定により資格停止を行う場合において、有資格業者が私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号。以下「独占禁止法」という。）違反等の不正行為により次の各号のいずれかに該当するときは、資格停止の期間を加重するものとする。

(1) 談合情報を得て、誓約書を提出したにもかかわらず、当該事案について、別表第2第2号及び第3号に該当するとき。

(2) 入札談合等関与行為の排除及び防止並びに職員による入札等の公正を害すべき行為の処罰に関する法律（平成14年法律第101号）第3条第4項の規定により知事が調査を行った結果、入札談合等関与行為があり、又は当該入札談合等関与行為があったことが明らかになった場合で、当該関与行為に関し、別表第2第2号及び第3号に該当する有資格業者が悪質な事由があるとき。

2 知事は、別表第2第2号及び第3号に掲げる措置要件に該当した有資格業者が独占禁止法第7条の4第1項から第3項までの規定により第7条の2第1項の課徴金の減免を受け、その事実が公表された場合にあつては、当該有資格業者の資格停止の期間を、第2、第3（第3項を除く。）及び前項の規定により定める資格停止の期間の2分の1の期間に短縮するものとする。

(共同企業体の資格停止)

第5 知事は、第2第1項の規定により共同企業体について資格停止を行う場合は、当該共同企業体の有資格業者である構成員（当該資格停止について明らかに責を負わないと認められる者を除く。）について、当該共同企業体の資格停止の期間の範囲内で情状に応じて期間を定め、資格停止を併せ行うものとする。

2 知事は、第2第1項若しくは第2項又は前項の規定による資格停止に係る有資格業者を構成員に

含む共同企業体について、当該資格停止の期間の範囲内で情状に応じて期間を定め、資格停止を行うものとする。

(資格の取消し)

第6 知事は、第2第1項若しくは第2項又は第5の規定により資格停止を行った場合において、当該資格停止に係る有資格業者を現に指名し、又は資格確認しているときは、入札未執行のものに限り当該指名又は資格確認を取り消すものとする。

(事案の報告等)

第7 現地機関の長は、資格停止を要すると認められる事案が発生したとき、又は資格停止の期間を変更し、若しくは解除する必要があると認められるときは、遅滞なく、様式1により本庁主務課長に報告するものとする。この場合において、当該現地機関に、岐阜県建設工事入札参加資格委員会規程（昭和52年岐阜県訓令甲第16号、岐阜県企業訓令管第83号、以下「規程」という。）第8条第1項の現地機関部会が設置されているときは、当該現地機関部会において審議し、その意見を付するものとする。

2 本庁各課長は、資格停止を要すると認められる事案が発生したとき、資格停止の期間を変更し、若しくは解除する必要があると認められるときは、又は前項の規定による報告があったときは、遅滞なく様式1により所属部長に報告するものとする。

3 各部長は、前項の規定による報告があったときは、遅滞なく規程第7条第1項に規定する本庁部会（以下「本庁部会」という。）において審議し、規程第2条に掲げる事項については、その意見を付して、規程第1条に規定する参加資格委員会（以下「参加資格委員会」という。）の審議に付するものとする。ただし、規程第7条第2項第4号に掲げる事項については、本庁部会において審議するものとする。

(資格停止の通知)

第8 各部長（県土整備部長を除く。次項において同じ。）は、第7第3項本文の規定により参加資格委員会（同項ただし書の場合は、本庁部会）の審議を経て、知事が資格停止又は資格停止の期間の変更若しくは解除を行った場合は、その旨を県土整備部長に通知するものとする。

2 各部長は、第7第3項ただし書の規定による本庁部会の審議の後、速やかに規程第3条第1項に規定する委員長、副委員長及び委員へ報告するものとする。

3 知事は、有資格業者について資格停止又は資格停止の期間の変更若しくは解除を行った場合は、当該有資格業者に様式2、様式3又は様式4により通知するものとする。

4 県土整備部長は、第1項の規定による通知を受けたときは、その旨を関係部長（当該通知をした部長を除く。）に通知するものとする。

(随意契約の相手方の制限)

第9 資格停止の期間中の有資格業者は、随意契約の相手方とすることができない。ただし、やむを得ない理由があり、あらかじめ知事の承認を受けたときは、この限りでない。

(下請の禁止)

第10 資格停止の期間中の有資格業者は、県工事の下請負人とすることができない。ただし、当該有資格業者が、資格停止の期間の開始前に下請負人である場合は、この限りではない。

(資格停止を行わない場合の措置)

第11 各部長は、資格停止を行わない場合において、必要があると認めるときは、有資格業者に対し、書面又は口頭で警告又は注意の喚起を行うことができる。

(他の業者の資格停止)

第12 建設工事入札参加資格者名簿に登載された測量業者等建設業者以外の業者について、資格停止を行う必要がある場合においては、この要領を準用する。

附 則

1 この要領は、昭和60年12月1日から施行する。

2 この要領の施行前に指名見合わせ又は指名停止の措置を行うべき事由が生じたものについては、なお従前の例による。

3 岐阜県建設工事請負業者等入札参加審査事務要領（昭和54年9月11日付け監第231号土木部長通知）第5の1（4）及び6中「指名停止等」を「指名停止」に改める。

附 則

この要領の一部改正は、平成3年12月1日から施行する。

附 則

この要領の一部改正は、平成4年11月24日から施行する。

附 則

1 この要領の一部改正は、平成6年10月20日から施行する。

2 当分の間、この要領中、「建設工事入札参加資格者名簿」とあるのは「建設工事入札指名人名簿」と、「岐阜県建設工事入札参加資格委員会規程」とあるのは「岐阜県建設工事請負業者選定委員会規程」と、「参加資格委員会規程」とあるのは「選定委員会規程」と読み替えるものとする。

附 則

この要領の一部改正は、平成7年4月1日から施行する。

附 則

- この要領の一部改正は、平成13年4月1日から施行する。
附 則
- この要領の一部改正は、平成16年7月1日から施行する。
附 則
- この要領の一部改正は、平成17年9月1日から施行する。
附 則
- この要領の一部改正は、平成17年10月15日から施行する。
附 則
- この要領の一部改正は、平成18年4月1日から施行する。
附 則
- この要領の一部改正は、平成25年3月1日から施行する。
附 則
- この要領の一部改正は、平成27年10月1日から施行する。
附 則
- この要領の一部改正は、平成29年4月1日から施行する。
附 則
- この要領の一部改正は、平成31年1月9日から施行する。
附 則
- この要領の一部改正は、令和2年4月1日から施行する。
附 則
- この要領の一部改正は、令和3年3月25日から施行する。
附 則
- この要領の一部改正は、令和3年4月16日から施行する。
附 則
- この要領の一部改正は、令和7年6月1日から施行する。

岐阜県内において生じた事故等に基づく措置基準

措 置 要 件	期 間
<p>(虚偽記載)</p> <p>1 県工事の請負契約に係る一般競争入札及び指名競争入札において、入札参加申請書、入札参加資格確認申請書その他入札に関する書類に虚偽の記載をし、県工事の請負契約の相手方として不相当であると認められるとき。</p>	1 カ月以上 6 カ月以内
<p>(粗雑工事)</p> <p>2 県工事の施工に当たり、工事を粗雑にしたと認められるとき。(引き渡された工事目的物が種類又は品質に関して契約の内容に適合しないもの(以下「契約不適合」という。)が軽微であると認められるときを除く。)</p>	1 カ月以上 6 カ月以内
<p>3 県工事以外の建設工事(以下この表において「一般工事」という。)の施工に当たり、工事を粗雑にした場合において、契約不適合が重大であると認められるとき。</p>	1 カ月以上 3 カ月以内
<p>(契約違反)</p> <p>4 第2号に掲げる場合のほか、県工事の施工に当たり、契約に違反し、県工事の請負契約の相手方として不相当であると認められるとき。</p>	2 週間以上 4 カ月以内
<p>(安全管理措置の不適切により生じた公衆損害事故)</p> <p>5 県工事の施工に当たり、安全管理の措置が不適切であったため、公衆に死亡者若しくは負傷者を生じさせ、又は損害(軽微なものを除く。)を与えたと認められるとき。</p>	1 カ月以上 6 カ月以内
<p>6 一般工事の施工に当たり、安全管理の措置が不適切であったため、公衆に死亡者若しくは負傷者を生じさせ、又は損害を与えた場合において、当該事故が重大であると認められるとき。</p>	1 カ月以上 3 カ月以内
<p>(安全管理措置の不適切により生じた工事関係者事故)</p> <p>7 県工事の施工に当たり、安全管理の措置が不適切であったため、工事関係者に死亡者又は負傷者を生じさせたと認められるとき。</p>	2 週間以上 4 カ月以内
<p>8 一般工事の施工に当たり、安全管理の措置が不適切であったため、工事関係者に死亡者又は負傷者を生じさせた場合において、当該事故が重大であると認められるとき。</p>	2 週間以上 2 カ月以内

贈賄及び不正行為等に基づく措置基準

措 置 要 件	期 間
<p>(贈賄)</p> <p>1 次の(1)から(3)までに掲げる者が贈賄の容疑により逮捕され、又は逮捕を経ないで公訴を提起されたとき。</p> <p>(1) 有資格業者である個人又は有資格業者である法人の代表権を有する役員（代表権を有すると認めるべき肩書を付した役員を含む。以下「代表役員等」と総称する。）</p> <p>(2) 有資格業者の役員又はその支店若しくは営業所（常時工事の請負契約を締結する事務所をいう。）を代表する者で(1)に掲げる者以外のもの（以下「一般役員等」という。）</p> <p>(3) 有資格業者の使用人で(2)に掲げる者以外のもの（以下「使用人」という。）</p>	<p>10カ月以上12カ月以内</p> <p>7カ月以上9カ月以内</p> <p>4カ月以上6カ月以内</p>
<p>(独占禁止法違反行為)</p> <p>2 業務に関し独占禁止法第3条又は第8条第1号の規定に違反し、県工事の請負契約の相手方として不相当であると認められるとき（次号に掲げる場合を除く。）。</p> <p>3 業務に関し次の(1)から(3)までに掲げる者が独占禁止法第3条又は第8条第1号の規定に違反し、刑事告発を受けたとき。</p> <p>(1) 代表役員等</p> <p>(2) 一般役員等</p> <p>(3) 使用人</p>	<p>3カ月以上5カ月以内</p> <p>10カ月以上12カ月以内</p> <p>7カ月以上9カ月以内</p> <p>4カ月以上6カ月以内</p>
<p>(競売入札妨害又は談合)</p> <p>4 次の(1)から(3)までに掲げる者が競売入札妨害（刑法（明治40年法律第45号）第96条の6第1項に規定する罪をいう。）又は談合（刑法第96条の6第2項に規定する罪をいう。）の容疑により逮捕され、又は逮捕を経ないで公訴を提起されたとき。</p> <p>(1) 代表役員等</p> <p>(2) 一般役員等</p> <p>(3) 使用人</p>	<p>10カ月以上12カ月以内</p> <p>7カ月以上9カ月以内</p> <p>4カ月以上6カ月以内</p>
<p>(建設業法違反行為)</p> <p>5 建設業法（昭和24年法律第100号）の規定に違反し、県工事の請負契約の相手方として不相当であると認められるとき。</p>	<p>2カ月以上9カ月以内</p>
<p>(不正又は不誠実な行為)</p> <p>6 別表第1及び前各号に掲げる場合のほか、業務に関し不正又は不誠実な行為をし、県工事の請負契約の相手方として不相当であると認められるとき。</p> <p>7 別表第1及び前各号に掲げる場合のほか、代表役員等が拘禁刑以上の刑に当たる犯罪の容疑により公訴を提起され、又は拘禁刑以上の刑若しくは刑法の規定による罰金刑を宣告され、県工事の請負契約の相手方として不相当であると認められるとき。</p>	<p>1カ月以上9カ月以内</p> <p>1カ月以上9カ月以内</p>

様

資格停止等該当事案報告書

岐阜県建設工事請負契約に係る入札参加資格停止等措置要領に基づいて、停止措置等を必要と認められる事案が発生したので、下記のとおり報告します。

記

商号又は名称		資格者番号	
代表者氏名	住所又は所在地		
工事名	施工場所		
発生年月日	措置区分	別表第 第	号該当
資格停止の期間			
警告・注意喚起			
事案の内容			

第 年 月 日

商号又は名称
代表者氏名 様

岐阜県知事



入札参加資格停止通知書

この度、貴 様が ことは、誠に遺憾である。
よって、下記のとおり入札参加資格停止を行うことにしたので通知する。
今後はかかる事態が生ずることのないよう、十分注意されたい。

記

- 1 入札参加資格停止の期間
- 2 入札参加資格停止の理由
- 3 入札参加資格停止前になされた指名又は資格確認通知は、入札未執行のものに限り取り消すものとする。
- 4 入札参加資格停止期間中は、岐阜県の発注する建設工事の下請負人となることができない。

第 年 月 日
第 号

商号又は名称
代表者氏名 様

岐阜県知事



入札参加資格停止期間変更通知書

先に、 年 月 日付け 第 号をもって貴 の入札参加資格停止を行なった旨を通知したところであるが、この度、入札参加資格停止の期間を変更したので通知する。

記

- 1 従前に入札参加資格停止の期間
- 2 変更後に入札参加資格停止の期間
- 3 変更の理由

様式4（第8関係）

第 年 月 日

商号又は名称
代表者氏名 様

岐阜県知事



入札参加資格停止解除通知書

先に、 年 月 日付け 第 号をもって貴 の入札参加資格停止を行なった旨を通知したところであるが、この度、入札参加資格の停止を解除したので通知する。